

都市計画法に基づく

開発行為に関する技術基準

平成 20 年 4 月制定
平成 21 年 4 月改正
平成 25 年 10 月改正
令和 4 年 4 月改正
令和 5 年 4 月改正
令和 6 年 4 月改正
令和 7 年 4 月改正

甲 賀 市

「開発行為に関する技術基準」の位置づけ

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

（審査基準）

第 5 条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

甲賀市では、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき申請された開発行為の許可等に関して、法令の定めに従って判断するための審査基準を定めています。

次の 2 つの基準は、行政手続法に基づく審査基準としています。

1. 都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準
2. 都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準

本冊子は、上記 2. であり、主に都市計画法第 33 条の開発許可の基準（いわゆる技術基準）に関する内容を具体的に記載したものです。

なお、この技術基準において特に定めのないものについては、次の図書等を参考としてください。

□宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
（令和 5 年 5 月 26 日 国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官発 都道府県盛土規制担当部局長あて文書）

□盛土等防災マニュアルの解説（編集：宅地防災研究会、発行：株式会社ぎょうせい）